

学校教育の今日的課題

人間尊重の教育

全ての教育活動において基本的人権を尊重するとともに、一人一人が自他の生命を尊び、互いにかけてあげない人間としての尊厳を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくし、支え合い励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かにたくましく生きる力を育む人間尊重の教育を推進する。

◆ 民族教育の推進

- * 副読本「アイヌ民族：歴史と現在」等を活用した授業の推進
- * 「アイヌ教育相談員の学校派遣」や札幌市アイヌ文化交流センター「サッポロピリカコタン」等を活用した体験的な学習の推進

◆ 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下条例）」の理念に基づいた指導の充実

- * 子どもの権利に関する啓発資料を活用するなどした、子どもや保護者に対する条例の一層の周知
- * 行事の企画等における子ども参加の促進
- * 自分の権利について理解するとともに他者の権利を尊重することなど、人権感覚を醸成する指導の充実
- * ピア・サポート^(注1)など、子ども同士が支え合い、助け合う取組の充実
- * 条例の理念に基づいた指導について、教職員向け研修資料を活用した校内研修の推進

◆ 男女平等教育の推進

- * 「札幌市男女共同参画推進条例」の理念に基づいた指導の推進
- * 副読本「心のハーモニー」（小学生用）「むすぶ心ひろがる未来」（中学生用）や、「指導資料 男女平等教育〈改訂版〉」などを活用した、発達段階に応じた男女共同参画の態度を育成する指導の充実

(注1) ピアとは「仲間」、サポートとは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートは「仲間による支援活動」のことである。例えば、子どもがトラブルで困っている友達にアドバイスをしたり、解決への手助けをしたりするなどの活動がある。

国際理解教育

我が国の伝統と文化を大切にし、世界の人々の多様な生活や文化を理解し尊重する態度を養うとともに、世界の平和に貢献し、国際社会で信頼と尊敬を得るにふさわしい資質を育成する国際理解教育を推進する。

◆ 異文化理解の深化

- * 多様な文化・生活・習慣・価値観をもって生活している人々と協調する態度や実践力の育成
- * 世界各地からの訪問者などとの交流等、国際交流の一層の充実

◆ 表現力の育成

- * 外国語指導助手（ALT）や外国での生活経験をもつ地域人材等の積極的な活用
- * 積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力の育成

◆ 帰国幼児児童生徒等に対する教育の充実

- * 海外から帰国した幼児児童生徒や外国人幼児児童生徒を温かく受け入れることのできる環境づくり及び海外での経験や知識、国際感覚等の積極的な活用
- * 海外から帰国した幼児児童生徒や外国人幼児児童生徒とともに生きていく資質や態度の育成

◆ 平和に関する教育の充実

- * 日本国憲法や「札幌市平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、体験的な活動（戦争体験者の講話や平和へのメッセージ作成等）などを通して平和な国際社会の実現を目指す取組についての理解の促進
- * 各教科、道徳、特別活動等において、「平和に関する学習資料」（札幌市区政課発行）等を活用した学習を通じた、自ら平和な社会の形成に参画する資質や態度の育成

特別支援教育

障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うために、全ての教職員が障がいについての正しい理解と認識を深め、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、校内支援体制の充実を図りながら、学校全体として特別支援教育を推進する。

◆ 交流及び共同学習の積極的な促進

- * 障がいのある子どもと障がいのない子どもとの双方が学び育つ交流及び共同学習の実施
- * 「地域学習」における、特別支援学校に通う子どもと地域の学校の子どもの積極的な交流及び共同学習の推進

◆ 「個別の教育支援計画」を活用した継続的な指導・支援の充実

- * 「学びの手帳」を活用するなどしながら、保護者や関係機関と連携し、学校卒業後までを見通した「個別の教育支援計画」の作成や指導・支援の実施
- * 幼稚園、学校間での円滑な引き継ぎ等による一貫した指導・支援の充実

◆ 「個別の指導計画」を活用したきめ細かな指導の充実

- * 「校内学びの支援委員会」における一人一人の障がいの状態や特性等の把握と、具体的な支援につながる「個別の指導計画」の作成
- * 障がいの状態や特性等に配慮した指導内容・方法の工夫及び「学びのサポーター」等を活用した組織的な指導の充実

情報教育

教育活動の様々な場面でコンピュータやデジタルテレビ、電子黒板などのICT^(注2)機器や情報通信ネットワーク等の情報手段を積極的に活用し、情報化の進展に主体的に対応できる基礎的な資質を育むため、情報モラルを含めた情報活用能力を育成する情報教育を推進する。

◆ 情報化に伴う影響の理解と情報モラルの育成

- * 教育用コンテンツ等を活用した情報モラル教育に関する年間指導計画の作成をするとともに道徳との関連を図った指導の実施
- * 個人情報や著作権の保護、携帯電話を含めた情報の受信・発信に関わるルールやマナーなどの情報モラルを確実に身に付けさせる継続的な指導の実施

◆ 情報活用能力の育成

- * コンピュータや実物投影機など、児童生徒の発達の段階に応じたICT活用の機会の充実と児童生徒が自らICTを活用して取り組む学習活動の設定
- * 必要とする情報を自ら取捨選択し、判断・表現・創造するなどして、主体的に情報を再構成し、適切に発言・伝達できる情報活用能力の育成

◆ 教科指導等におけるICT活用の充実

- * 様々な教育活動におけるICT機器や情報通信ネットワークなどの情報手段の特性を生かした取組
- * デジタルテレビや電子黒板、実物投影機及び「札幌市立学校ネットワーク」上の教育用コンテンツ等の日常的かつ積極的な活用 (<http://www2.sapporo-c.ed.jp/>)

(注2) Information and Communication Technologyの略で、コンピュータや情報通信ネットワーク(インターネット等)などの情報コミュニケーション技術のこと。